

議案第27号

西宮市立学校条例等の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市立学校条例等の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和元年8月7日提出

西宮市教育委員会

教育長 重松司郎

(別 紙)

西宮市立学校条例等の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立学校条例等の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和元年 8月 7日

西宮市教育委員会

西宮市立学校条例等の一部を改正する条例

(西宮市立学校条例の一部改正)

第1条 西宮市立学校条例（昭和38年西宮市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西宮市立第1義務教育学校」を「西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校」に改める。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第2条 西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、「、中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(西宮市立総合教育センター条例の一部改正)

第3条 西宮市立総合教育センター条例（昭和59年西宮市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校との連携に関すること。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(分室)

第3条 センターに分室を置く。

2 分室の位置は、西宮市西宮浜4丁目3番12号とする。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部改正)

第4条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和42年西宮市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校及び」を「義務教育学校、高等学校又は」に改める。

(西宮市学校給食費条例の一部改正)

第5条 西宮市学校給食費条例（平成24年西宮市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(西宮市教育奨学金条例の一部改正)

第6条 西宮市教育奨学金条例（平成20年西宮市条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第6号ア中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

令和2年4月に義務教育学校が開校することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市立学校条例（第13編第2章 学校教育）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(名称) (位置)</p> <p>(略)</p> <p>西宮市立塩瀬中学校 西宮市名塩木之元2番8号 西宮市立第1義務教育学校 西宮市西宮浜4丁目2番31号 西宮市立西宮高等学校 西宮市高座町14番117号</p> <p>(略)</p> | <p>第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(名称) (位置)</p> <p>(略)</p> <p>西宮市立塩瀬中学校 西宮市名塩木之元2番8号 西宮市立総合教育センター付属西宮医療義務教育学校 西宮市西宮浜4丁目2番31号 西宮市立西宮高等学校 西宮市高座町14番117号</p> <p>(略)</p> |

| | | | | |
|---------------|--|-----|-------------------------------------|---|
| | | | | |
| 核対策に関する審議 | 西宮市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における学校腎臓検診事業に関する審議 | 16人 | 学識経験者 医師 関係検診機関職員 関係行政機関職員 | おける学校結核対策に関する審議 |
| 西宮市学童等腎臓検診審議会 | 西宮市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における学校腎臓検診事業に関する審議会 | 16人 | 学識経験者 医師 関係検診機関職員 関係行政機関職員 | 西宮市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における学校腎臓検診事業に関する審議 |

西宮市立総合教育センター条例(第13編第1章 施設)

| 現 行 | 改 正 築 |
|---|--|
| (位置) 第2条 センターは、西宮市神祇官町2番6号に置く。 | (位置) 第2条 センターは、西宮市神祇官町2番6号に置く。 (分室) <u>第3条 センターに分室を置く。</u> |
| (事業) 第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること。 (2) 教育関係職員の研修に関すること。 (3) 教育に係る相談に関すること。 (4) 教育に関する資料及び情報の収集、整備及び利用に関すること。 (5) 教育の充実と振興に資する講座等に関すること。 (6) 西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校との連携に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業 | (事業) 第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること。 (2) 教育関係職員の研修に関すること。 (3) 教育に係る相談に関すること。 (4) 教育に関する資料及び情報の収集、整備及び利用に関すること。 (5) 教育の充実と振興に資する講座等に関すること。 (6) 西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校との連携に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業 (職員) 第4条 センターに、所長その他の職員を置く。 (規則への委任) 第5条 この条例の施行について必要な事項は、西宮市教育委員会規則で定める。 |
| (職員) 第4条 センターに、所長その他の職員を置く。 (規則への委任) 第5条 この条例の施行について必要な事項は、西宮市教育委員会規則で定める。 | (職員) 第5条 センターに、所長その他の職員を置く。 (規則への委任) 第6条 この条例の施行について必要な事項は、西宮市教育委員会規則で定める。 |

(第13編第1章 人事)

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定める。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に關し必要な事項を定める。</p> |

西宮市学校給食費条例（第1.3編第2章 学校教育）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、西宮市立の小学校、中学校及び特別支援学校において実施する学校給食について保護者等が負担すべき給食費の徴収に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食の実施)</p> <p>第2条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づき、西宮市立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する児童又は生徒を対象に、学校給食を実施するものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、西宮市立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校において実施する学校給食について保護者等が負担すべき給食費の徴収に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食の実施)</p> <p>第2条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づき、西宮市立の小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する児童又は生徒を対象に、学校給食を実施するものとする。</p> |
| | |

西宮市教育奨学金条例（第13編第2章 学校教育）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(藤田奨学金の返還免除の特例)</p> <p>第4条 市長は、第23条の規定により準用する第15条第1項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、付則第2条第2項の規定によりこの条例が適用される藤田奨学金の貸付けに係る返還未済額（第23条の規定により準用する第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が次に掲げる要件に該当するとき。 ア 学校又は養成施設を卒業した後、西宮市内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の職に就き、又は西宮市内にある福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師若しくは保健師の職に就護等を主とする職務に従事し、かつ、藤田奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上の期間継続してその職に就き、又はその職務に従事していること。</p> <p>イ 藤田奨学金の返還にについて、各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付期間に相当する期間以上の期間それが継続していること。</p> | <p>(藤田奨学金の返還免除の特例)</p> <p>第4条 市長は、第23条の規定により準用する第15条第1項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、付則第2条第2項の規定によりこの条例が適用される藤田奨学金の貸付けに係る返還未済額（第23条の規定により準用する第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が次に掲げる要件に該当するとき。 ア 学校又は養成施設を卒業した後、西宮市内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の職に就き、又は西宮市内にある福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師若しくは保健師の職に就き、若しくは介護等を主とする職務に従事し、かつ、藤田奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間継続してその職に就き、又はその職務に従事していること。</p> <p>イ 藤田奨学金の返還にについて、各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付期間に相当する期間以上の期間それが継続していること。</p> |